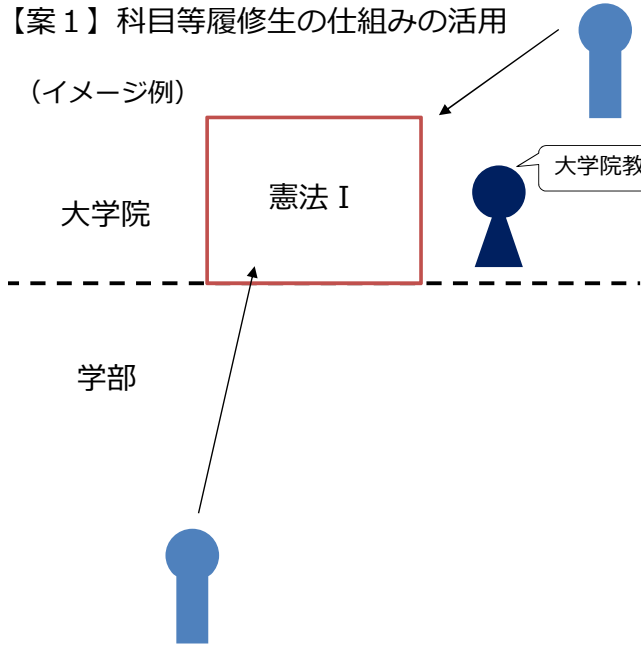


法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

【案1】科目等履修生の仕組みの活用

(イメージ例)



・大学院生は大学院において開講される授業を履修する

大学院教員が授業を担当

【考え方・論点】

- ・大学院での科目等履修が可能と当該大学院に認められた学部生が大学院の授業を科目等履修する
- ・授業レベル・成績評価は当然大学院レベルとなる
- ・教育に支障のないよう授業を同時に行う学生数等の留意事項の検討が必要

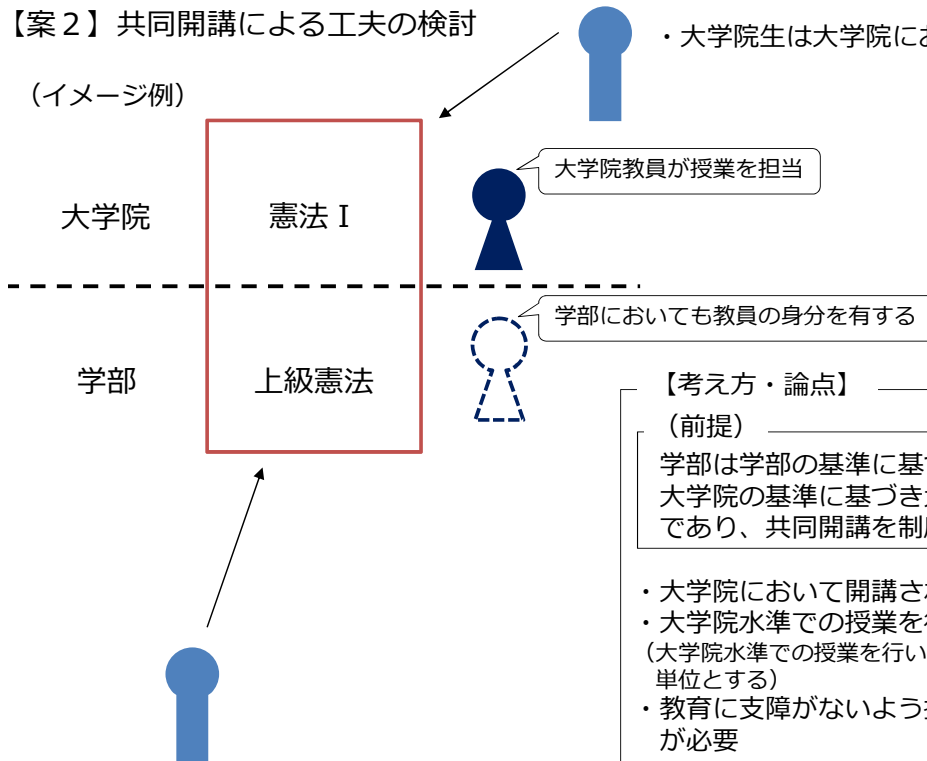
- ・学部生は大学院において開講される授業を「科目等履修生」として履修する。
⇒当該大学院の単位として授与されるため、当該学部の卒業要件としての単位数に算入することは不可。
⇒当該大学院に進学した場合には既修得単位として認定可能。

1

法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

【案2】共同開講による工夫の検討

(イメージ例)



・大学院生は大学院において開講される授業を履修する

大学院教員が授業を担当

学部においても教員の身分を有する

【考え方・論点】

(前提)

学部は学部の基準に基づき学部生に対する授業を開講し、大学院は大学院の基準に基づき大学院生に対する授業を開講することが原則であり、共同開講を制度上どのように位置づけるか整理が必要。

- ・大学院において開講される科目を学部との共同開講とする
- ・大学院水準での授業を行い、大学院基準で成績評価を行う(大学院水準での授業を行い、学部基準で成績評価を行う場合には学部としての単位とする)
- ・教育に支障がないよう授業を同時に行う学生数等の留意事項の検討が必要

- ・学部生は学部において、大学院と共同で開講される授業を履修する。
⇒当該学部の卒業要件としての単位数に算入することができる。
⇒当該学部の卒業要件を超えて履修しており、当該大学院に進学した場合は大学院の既修得単位として認定することも可能。
(授業・成績評価ともに大学院水準で行っている場合に限る。)

2

法科大学院と法学部との連携による授業開講のイメージ(たたき台案)

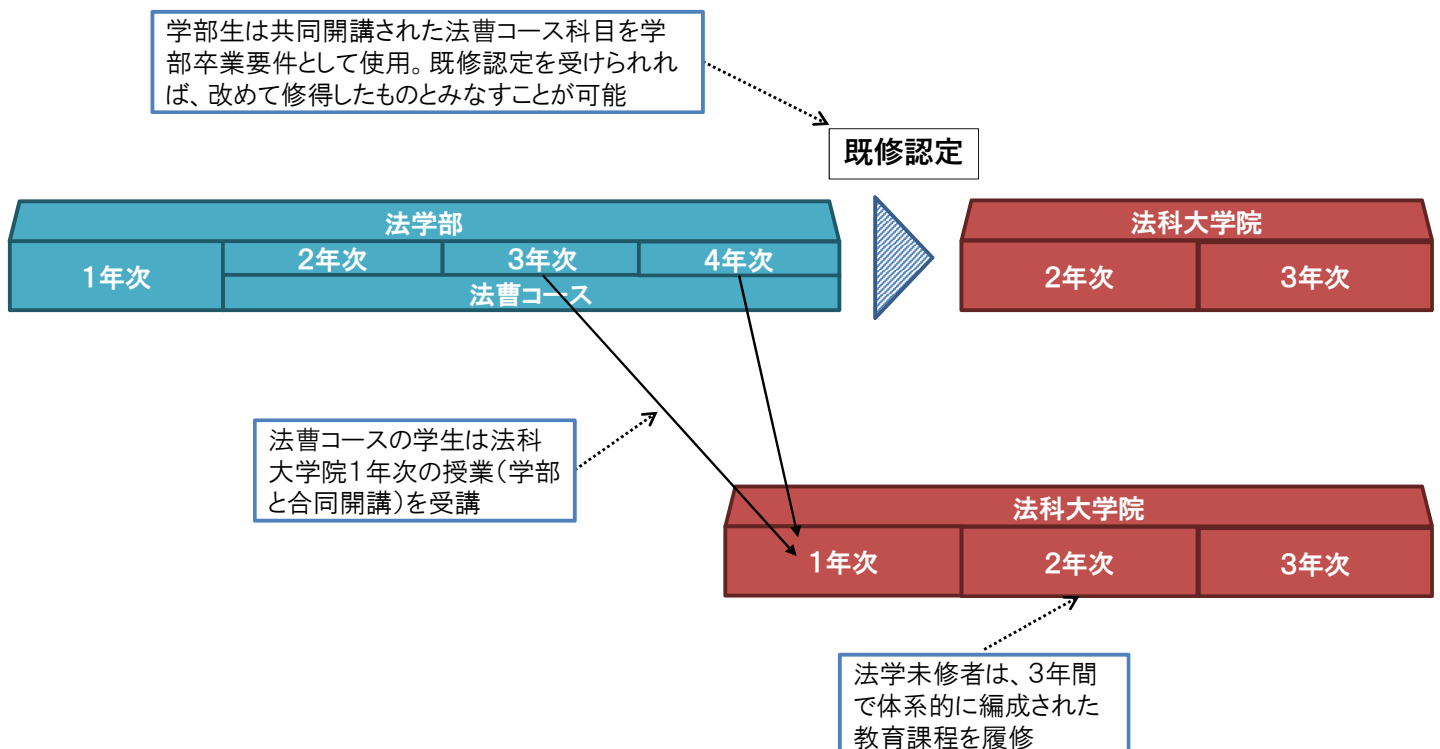
【(参考) 比較表】

	1. 科目等履修	2. 共同開講
授業を受ける学部生の身分	大学院の科目等履修生	学部学生
付与される単位の性格	大学院の単位	学部の単位
学部の卒業要件単位への算入	不可	可能
大学院の既修得単位として認定	初めから大学院単位として修得	学部の卒業要件単位に算入していない場合は可能 ※授業・成績評価ともに大学院水準で行っている場合
授業の水準	大学院の水準	大学院の水準
成績評価の水準	大学院の水準	①学部学生に対しても大学院の水準 ②学部学生に対しては学部の水準 ※②(学部水準での成績評価)の場合、大学院の単位として認定することは不可

3

法学未修者教育と法曹コースの関係性のイメージ(たたき台案)

◎法曹コースの学生は法科大学院1年次の授業を履修する。これにより、実質的な教員負担増を押しさえつつ、法学部生に質の高い教育を行うことができる。更に、浮いた分のリソースを未修者教育に振り向けることができる。



4